



湯梨浜町移住定住者中古住宅 修繕支援補助金



1 補助の概要

- 中古住宅を購入し県外から町内に移住してきた方又は県外から町内に移住し、中古住宅を購入した方が中古住宅を修繕する場合にその費用の一部を助成します。

2 申請ができる方

【補助対象者】

- 次の①②のいずれかに該当する方で、町内に移住してから5年を経過していない方
 - ①中古住宅を購入し県外から町内に移住してきた方
 - ②県外から町内に移住し、中古住宅を購入した方

3 補助の対象

【対象事業費】

- 中古住宅の修繕に要する経費(50万円以上のもの)
- 他の補助金を利用して整備等した箇所は対象外

4 補助金額

補助金額：補助対象経費の1/4（※1,000円未満切り捨て）

補助上限額：25万円

5 補助の要件等

- 補助金の交付を受けてから、5年以上当該物件に居住すること。
- 原則、修繕工事を町内業者へ発注すること。
- 他の補助金との併用不可。
- 市町村税の滞納が無いこと。
- 申請した年度の3月31日までに、補助事業を完了し実績報告をすること。
- 土地と対象住宅の所有者が異なる場合は、修繕及び定住について土地所有者が同意していること。

※申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

※各補助金は、原則、交付決定前の着手はできません。住宅の工事着工前に、早めに交付申請書を役場企画課に提出してください。

【詳しくは下記までお問い合わせください】

湯梨浜町役場企画課 まちづくり推進係 〒682-0723 湯梨浜町大字久留 19-1

【電話】0858-35-5311 【電子メール】ykikaku@yurihama.jp

補助申請に必要な書類

- 湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- 補助対象経費の内訳が記載された契約書又は見積書の写し
- 修繕内容のわかる図面
- 補助対象事業着手前の現場写真
- 登記事項証明書等対象住宅及び土地の所有者がわかる書類及び対象住宅の所有者と土地所有者が異なる場合にあっては確認書(様式第3号)
- 市町村税の納税証明書
- 住民票の謄本
- その他町長が必要と認める書類